

# 防衛省防災業務計画

防 衛 省  
令和5年3月24日

# 目 次

第一	総則	
1	計画の目的	1
2	用語の定義	1
3	防衛省の防災業務を取り巻く情勢	2
4	防災業務実施の方針	2
第二	災害に対する準備措置	
1	情報の収集・連絡	4
2	関係機関との連絡調整	4
3	災害派遣等に係る計画の作成	5
4	防災に関する教育訓練	5
5	防災関係資機材等及び施設の整備及び点検	5
6	隊員の態勢	6
第三	災害時における措置	
1	災害派遣等初動の準備	6
2	災害に係る第1次情報等の収集等	6
3	活動態勢の確立	7
4	通信の確保	7
5	航空機運用総合調整システム（FOCS）の活用	7
6	予報及び警報の伝達に対する協力	7
7	災害派遣の実施	7
8	災害派遣時等における広報	10
9	災害派遣時に実施する救援活動	10
10	災害派遣時等の権限	11
11	被災地域内の自衛隊病院等における医療活動	11
第四	大規模災害時の措置	
1	内閣及び非常本部等に対する輸送協力等	11
2	政府本部への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等	12
3	大規模災害時の日報	12
4	大規模震災についての特例	12
第五	地震防災派遣時における措置	
1	地震防災派遣に関する計画の作成	13
2	地震に関する情報等の収集及び伝達	13

3	地震災害警戒本部の設置	13
4	地震防災派遣の実施	13
5	災害派遣の準備	14
6	防災応急対策の実施	14
7	地震防災派遣時の権限	14
8	地震防災に関する教育訓練	14
第六 南海トラフ地震における措置		
1	南海トラフ地震の災害派遣に関する計画の作成	14
2	南海トラフ地震災害対策本部の設置	15
3	災害派遣の実施	15
4	南海トラフ地震に対する準備措置	16
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	16
6	南海トラフ地震防災に関する教育訓練	16
第七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置		
1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画の作成	17
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部の設置	17
3	災害派遣の実施	17
4	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する準備措置	18
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	18
6	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練	19
第八 原子力災害時の措置		
1	原子力災害派遣の実施	19
2	原子力災害に係る部隊等の派遣	21
3	原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等	21
4	原子力艦の原子力災害に係る措置	21
5	被ばく線量の指標及び放射線防護対策	22
6	原子力災害に関する教育訓練	23
第九 感染症に係る災害時の措置		
1	感染症に対する準備措置	23
2	災害派遣の実施	23

参考1：都市部、山間部及び島しょ部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について

参考2：都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表

# 防 衛 省 防 災 業 務 計 画

## 第一 総則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条の規定に基づき、防衛省が防災に関してとるべき措置を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長をいう。
- (2) 「政府本部」とは、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部及び同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部をいう。
- (3) 「政府本部の長」とは、災害対策基本法第23条の4第1項に規定する特定災害対策本部長、同法第25条第1項に規定する非常災害対策本部長及び同法第28条の3第1項に規定する緊急災害対策本部長をいう。
- (4) 「警戒本部長」とは、大規模地震対策特別措置法第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長をいう。
- (5) 「原子力災害対策本部」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項に規定する原子力災害対策本部をいう。
- (6) 「原子力災害対策本部長」とは、原子力災害対策特別措置法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。
- (7) 「関係機関」とは、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。
- (8) 「内部部局等」とは、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の内部部局をいう。
- (9) 「統合幕僚監部等」とは、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。
- (10) 「部隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。
- (11) 「指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。
- (12) 「大規模震災」とは、地震災害のうち、その被害の規模が特に大きいものとして防

衛大臣が指定するものをいう。

- (13) 「大規模震災災害派遣実施部隊の長」とは、指定部隊等の長のうち大規模震災時において災害派遣を実施する者をいう。
- (14) 「防災派遣実施部隊の長」とは、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により指定された「東海地震」の地震防災対策強化地域において、自衛隊法第83条の2の規定により、地震防災派遣を実施する部隊の長をいう。
- (15) 「南海トラフ地震」とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
- (16) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をいう。
- (17) 「原子力災害派遣実施部隊の長」とは、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定により公示された緊急事態応急対策を実施すべき区域において、関係機関が実施する緊急事態応急対策を支援するため、自衛隊法第83条の3の規定により、原子力災害派遣を実施する部隊の長をいう。
- (18) 「情報収集事態」とは、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日。原子力防災会議幹事会）第2第1編第1章に規定する情報収集事態をいう。
- (19) 「警戒事態」とは、原子力災害対策指針（平成24年10月31日。原子力規制委員会）第2(2)②及び原子力災害対策マニュアル第2第1編第2章に規定する警戒事態をいう。
- (20) 「施設敷地緊急事態」とは、原子力災害対策指針第2(2)②及び原子力災害対策マニュアル第2第1編第3章に規定する施設敷地緊急事態をいう。

### 3 防衛省の防災業務を取り巻く情勢

我が国の国土は、地震、津波、風水害、土砂災害、火山災害、雪害等、多様で大きな被害を伴う自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会及び産業の高度化、複雑化並びに多様化に伴い、海上災害、航空災害、原子力災害等、大規模な事故災害についても対策の充実強化が求められている。

このうち、地震及び津波については、我が国周辺に多く存在するプレート境界で発生する地震、断層が引き起こす陸域の浅い地震、火山活動に伴う地震等、多様な形態をとって我が国に繰り返し大きな被害を与えてきた。また、近年被害が相次いでいる風水害や土砂災害については、原因となる大雨や短時間強雨の観測頻度が増加傾向にあり、その背景には自然変動や地球温暖化の影響もあると考えられている。

さらに、防災業務の実施に際しては、自然災害等の傾向に加え、社会情勢の変化に伴う防災対処能力の脆弱化に十分配慮する必要がある。例えば、都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等が見られる一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等が見られる。

以上のような情勢を踏まえ、防衛省に対する防災業務への期待も高まっていることから、次項に示す「防災業務実施の方針」を柔軟に適用しつつ、積極的に対処していく必要がある。

### 4 防災業務実施の方針

防衛省の防災業務は、自衛隊法第83条に規定する災害派遣、同法第83条の2に規定する地震防災派遣及び同法第83条の3に規定する原子力災害派遣（以下「災害派遣等」という。）によって対処するものとし、次の一般方針に基づいて実施する。

(1) 災害派遣

ア 災害派遣については、平素から関係機関特に地方公共団体と密接に連絡及び協力し、災害に際しては、都道府県知事等の要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、防衛大臣又は指定部隊等の長は部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣することを原則とする。また、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

イ 救援活動の実施に当たっては、関係機関特に都道府県知事等と密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たるが、必要に応じて適切な予防派遣を実施し、被害の発生又は拡大の防止に努める。

ウ 災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする。

(2) 地震防災派遣

ア 地震防災派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力して計画を準備し、警戒本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に地震防災対策強化地域を含む都道府県の知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して関係機関の行う地震防災応急対策の支援に当たる。

ウ 地震防災派遣は、大規模地震対策特別措置法第9条第1項に規定する警戒宣言が発せられたときから同条第3項に規定する警戒解除宣言が発せられるまでの間において実施するものとし、発災後は大規模震災時における災害派遣により対処する。

(3) 原子力災害派遣

ア 原子力災害派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力し、原子力災害対策本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は原子力災害対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たる。

ウ 原子力災害派遣は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、実施するものとする。ただし、原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

(4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の連携

災害派遣等において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち、いずれか2

以上の自衛隊の部隊等が活動する場合には、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

(5) 地方防衛局の協力

災害の発生が予想される場合並びに災害派遣等の実施において、都道府県その他必要な関係機関との連絡調整をより円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について、指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長（以下「指定部隊等の長等」という。）から関係する地方防衛局長に対し、協力の求めがあった場合には、関係する地方防衛局長は、当該求めに対して積極的に協力するものとする。

(6) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる隊員の感染症対策の徹底や、避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災業務を推進する。

## 第二 災害に対する準備措置

### 1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡態勢の整備

災害による被害が、被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関特に都道府県知事との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換要領の明確化など態勢の確立に努める。

また、部隊等においては、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、情報収集・連絡態勢の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保に努める。

(3) 防災関係資料の基礎調査

指定部隊等の長等は、災害派遣等の計画、準備及び実施を適切かつ効率的に行うため、関係区域について次に掲げる防災関係資料の基礎調査を実施する。

ア 一般地誌（山系、水系、地質、交通、通信等）

イ 災害発生状況に関する統計資料

ウ 災害発生予想に関する資料（気象、海象、地震、常習的地盤崩壊地の表層、地質その他災害の種類、発生時期及び程度の予察並びに判断に資する諸資料）

エ 災害防止施設の種類、分布、強度等

オ 関係機関の災害救援計画

### 2 関係機関との連絡調整

災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関及び在日米軍と次のとおり密接に連絡調整する。

(1) 中央における連絡調整

中央においては、中央防災会議、同幹事会及び同主事会議の開催時その他必要に応じて随時、平素から災害派遣等に関して関係機関と連絡調整する。

(2) 地方における連絡調整

地方においては、都道府県防災会議の委員たる部隊等の長が主担任となって、都道府県防災会議の開催時、協同訓練実施時その他必要に応じて随時、平素から自衛隊の災害派遣等の目的、救援の程度、所在部隊の能力その他災害派遣に関して必要な事項について関係機関と連絡調整する。

### 3 災害派遣等に係る計画の作成

- (1) 指定部隊等の長は、災害派遣の実施を迅速、適切かつ効率的に行うため、災害派遣に係る計画をあらかじめ作成する。この場合において、指定部隊等の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。
- (2) 統合幕僚長は、あらかじめ想定される大規模震災について、防衛大臣から示された指針に従い、自衛隊の大規模震災災害派遣に関する計画及び地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。また、原子力災害についても自衛隊の原子力災害派遣に関する計画を作成するものとする。
- (3) 防衛大臣は、必要があると認めるときは、(2)の計画について統合幕僚長に対し、見直しを命ずるものとする。
- (4) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、(2)の計画に基づき大規模震災災害派遣に関する細部計画をあらかじめ作成する。この場合において、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。
- (5) 防災派遣実施部隊の長は、(2)の計画に基づき地震防災派遣に関する細部計画をあらかじめ作成する。この場合において、防災派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。
- (6) 原子力災害派遣実施部隊の長は、(2)の計画に基づき原子力災害派遣に関する細部計画をあらかじめ作成するものとする。この場合において、原子力災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事その他関係する機関と密接に連絡調整を行うものとする。
- (7) 以上の計画作成に当たっては、政府として行うべき防災活動について定められた計画等を踏まえるとともに、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し災害対応が困難になる事象）の発生の可能性を考慮するものとし、また、指揮所訓練を含めた訓練の実施等を踏まえ、随時適切に見直し、改善していくものとする。その際、指定部隊等の長等は、(4)から(6)までの計画の作成に当たり、地方公共団体が作成する地域防災計画との整合性を図るものとする。

### 4 防災に関する教育訓練

指定部隊等の長等は、災害派遣等が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり防災に関する教育訓練を実施する。

- (1) 災害派遣等に係る計画に基づき、各部隊等の特性に応じた各種災害救助訓練を行う。
- (2) 国又は地方公共団体等の主催する災害救助訓練、水防訓練、防災研究会等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めるとともに協同要領等に関して訓練を行う。
- (3) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた防災に関する教育を行う。

### 5 防災関係資機材等及び施設の整備及び点検

- (1) 部隊等の長は、救援活動を円滑かつ効率的に実施するために必要な救助用資機材を



始めとした防災関係資機材等の充実を図るとともに、地方公共団体と連携し、場外離着陸場の整備に努める。

- (2) 部隊等の長は、当該部隊等に係る救助用資機材その他の防災関係資機材等の保有状況を把握し、平素から十分に整備するとともに、梅雨期、台風期その他災害多発期前には点検を実施して災害派遣等に備える。また、防災訓練等を通じ、各部隊等が保有する資機材を使用した救援活動等について、関係機関及び在日米軍と認識の共有を図る。

## 6 隊員の態勢

部隊等の長は、当該部隊等の隊員の非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害派遣等に備える。

内部部局等においても非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害に備える。

## 第三 災害時における措置

### 1 災害派遣等初動の準備

指定部隊等の長等は、災害発生が予測される場合には、直ちに要請に応じられるよう、次のとおり災害派遣等初動の準備を実施する。

- (1) 災害派遣等準備態勢の強化

情報収集・連絡態勢の強化、待機勢力の指定及び増加、資機材の準備等災害派遣等初動の準備態勢を強化する。

- (2) 連絡員の派遣

都道府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。

### 2 災害に係る第1次情報等の収集等

- (1) 情報の収集

ア 関係省庁、他部隊等から、以下の情報を得た場合、近隣の指定部隊等の長は、速やかに、当該情報に係る地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行うものとし、必要に応じ、航空機、艦艇等による情報収集を行うものとする。

(ア) 地震（震度5弱以上）発生

(イ) 南海トラフ地震臨時情報

(ウ) 津波警報又は大津波警報

(エ) 台風等、被害が大規模と判断される状況の発生又はそのおそれの発生

(オ) 火山噴火に係る特別警報

(カ) 気象等に係る特別警報、氾濫発生情報及び高潮氾濫発生情報

(キ) 社会的に影響が大きい海難事故の発生又はそのおそれの発生

(ク) 社会的に影響が大きい航空機事故の発生又はそのおそれの発生

イ アの場合において、対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行うものとする。

ウ ア及びイの場合において、情報収集を行う部隊等の長は、情報収集の適切かつ効率的な実施を期するため、相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

- (2) 情報の伝達

(1)に基づく情報収集により得られた情報は、次の方法により速やかに伝達するものとする。

ア 防衛省内における伝達

部隊等は、収集した情報を直ちに中央指揮所の中央監視チームに伝達する。中央監視チームは、当該情報を防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官及び内部部局等に伝達するものとする。

イ 政府部内における伝達

中央監視チームは、アにより伝達を受けた情報を総理大臣官邸危機管理センター及び内閣府に伝達する。

ウ 関係機関への伝達

部隊等は、収集した情報を、必要に応じ都道府県知事等に伝達するものとする。

(3) その他

部隊等は、必要に応じ、その他の災害に際しても情報収集を行うものとし、収集した情報は、必要に応じ(2)に準じ伝達するものとする。

その際、(2)イ中「内閣府」とあるのは、海上災害においては「海上保安庁警備救難部」に、航空災害においては「国土交通省航空局」に、鉄道災害においては「国土交通省鉄道局」に、道路災害においては「国土交通省道路局」に、原子力災害においては「原子力規制庁（ただし、原子力艦の原子力災害については内閣府、放射性同位元素に関する事故については文部科学省科学技術・学術政策局に伝達する。）」に、危険物等災害においては「消防庁、経済産業省又は厚生労働省の危険物等の取扱規制担当部局」に、大規模な火事災害及び林野火災においては「消防庁」に読み替えるものとする。

### 3 活動態勢の確立

各自衛隊は、収集した情報等に基づき、災害派遣活動等に必要な活動態勢を迅速に確立するものとする。また、必要に応じ、事前の申合せ等に基づいて他の関係機関の態勢確立の支援を行う。この場合、都道府県知事等からの災害派遣要請受理前においては、関係機関に対する協力として支援を実施することとするが、関係機関との連絡調整はもちろんのこと、各自衛隊とも緊密に連携を維持するものとする。

### 4 通信の確保

被災地内の部隊等においては、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信を確保する。このため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設等の復旧を行うとともに、移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。

### 5 航空機運用総合調整システム（FOCS）の活用

内閣官房から航空機運用総合調整システム（FOCS）を運用する旨の通知があった場合には、部隊等の長は、同システムを活用するものとする。

### 6 予報及び警報の伝達に対する協力

災害に関する予報及び警報の伝達について、気象官署、警察、消防等の関係機関から依頼があったときは、部隊等の能力に応じてできる限り協力する。

### 7 災害派遣の実施

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、特に地方公共団体に対する支援については、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、過去の災害対応における教訓を踏まえ、当初は「提案型」の支援を行い、じ後は地方公共団体のニーズに基づく活動に移行する。

(1) 要請による災害派遣

都道府県知事等から派遣の要請があった場合の災害派遣は、一般に次の要領で行う。

ア 災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、通信連絡の便否、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後速やかに文書を提出させるよう措置する。

イ 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、都道府県知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡するものとする。

ウ 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

エ 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、都道府県知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

オ 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障を来さない範囲内において搭乗させることができる。

(2) 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

地震のように災害が特段の予報なく発生した場合や、予想を超える大雨による土砂災害又は河川氾濫が発生した場合等において、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、都道府県知事等から要請があった場

合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、航空機、地上部隊、艦艇等により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

(例)

- ・ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛省の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

### (3) 撤収及び撤収後の措置

部隊等の撤収は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に、災害派遣を命じた指定部隊等の長が命ずるのを原則とする。ただし、災害が大規模な場合においては、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除いて防衛大臣が撤収を命ずるとともに、原子力災害に関わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命じる。

部隊等の撤収を命じた指定部隊等の長は、撤収後、将来の災害派遣のために必要と思われる事項がある場合は、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

## 8 災害派遣時等における広報

災害派遣時等においては、被害の状況、自衛隊の活動状況その他必要な事項について、報道機関、被災者、被災地区住民等に対して広報を実施する。

## 9 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

### (2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。

### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

### (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

### (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

### (9) 給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 10 災害派遣時等の権限

災害派遣時等の自衛官の権限行使については、自衛隊法及び災害対策基本法（原子力災害対策特別措置法において読み替えて適用される災害対策基本法を含む。）並びにこれらに基づく政令、省令及び訓令の規定による。

なお、災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項の通知については、原則として、遅くとも当該通知に係る措置をとった日の翌日中に行うものとする。

また、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条の掲示を行う場合及び同令第26条第1項の掲示を行う場合には、法令で規定する勤務官署に掲示するだけでなく、他の近傍の部隊等が所在する施設においても掲示するとともに、当該土地建物等及び工作物等の所在した市町村の長に当該掲示に係る事項を通知するものとする。

## 11 被災地域内の自衛隊病院等における医療活動

被災地域内の自衛隊病院等においては、患者の診察、治療等の医療活動を行うものとする。

## 第四 大規模災害時の措置

### 1 内閣及び政府本部に対する輸送協力等

(1) 大規模な災害が発生した場合、別に定める申合せに基づき、災害対策関係省庁の担当者等による調査団、政府本部が派遣する政府調査団及び政府本部の現地対策本部員に指名された者等を、航空機等により輸送する。

(2) 首都直下地震等大規模地震が発生した場合、別に定める申合せに基づき、内閣の初動体制の確立を支援するため、内閣総理大臣、内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大臣をヘリコプター等により輸送する。

(3) 南関東地域において大規模な地震が発生した場合、別に定める申合せにより、災害対策関係省庁の防災担当職員の非常参集のため、航空機等により輸送協力を行う。

また、防衛省中央指揮所に政府本部及びその事務局を設置する場合には、市ヶ谷庁舎等への立入り等において、可能な限りの便宜を図るものとする。

さらに、立川広域防災基地内に政府本部及びその事務局を設置する場合には、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送協力を行う。

(4) 大規模な災害が発生した場合、政府本部における調整結果に基づき、人命救助その他の救援活動に要する人員・物資や広域医療搬送活動を必要とする救急患者等を、航

空機により輸送する。

## 2 政府本部への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等

- (1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第2課長）を設置するものとする。
- (2) 大規模な災害が発生した場合には、統合幕僚監部等から幹部級職員を甚大な被害を受けた地方公共団体に速やかに派遣する。
- (3) 内閣府に政府本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から政府本部に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、大規模震災災害派遣実施部隊又はその他の指定部隊等（必要に応じ地方防衛局）から現地対策本部連絡員を派遣する。
- (4) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛省又は現地に災害対策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。
- (5) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、統合幕僚監部等が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

## 3 大規模災害時の日報

大規模な災害が発生して多数の部隊等を派遣した場合において防衛大臣から指示するときは、災害派遣状況を毎日防衛大臣に報告するものとする。

## 4 大規模震災についての特例

- (1) 中央防災会議幹事会が決定した首都直下地震及び南海トラフ地震発生時における具体的な応急対策活動に関するそれぞれの計画において示された防災関係機関が初動対応を行う必要があると判断された地震が発生した場合には、防衛大臣は、速やかに大規模震災の指定について判断をするものとする。
- (2) 大規模震災が発生した場合には、防衛大臣は、災害派遣の実施に関し、政府本部の長と密接に連絡調整するものとする。
- (3) 大規模震災が発生した場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。
- (4) 都道府県知事等からの派遣要請については、原則として、大規模震災災害派遣実施部隊の長が受理するものとするが、このうち他の大規模震災災害派遣実施部隊の長と共同して対処する必要があるもの等については、直ちに防衛大臣に報告するものとする。
- (5) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。

## 第五 地震防災派遣時における措置

### 1 地震防災派遣に関する計画の作成

- (1) 統合幕僚長は、防衛大臣から指針が示されたときは、第二―3―(2)の地震防災派遣に関する計画（以下「地震防災派遣計画」という。）を作成するものとする。この場合において、統合幕僚長は、当該計画を大規模震災災害派遣に関する計画に含めることができる。
- (2) 防災派遣実施部隊の長は、地震防災派遣計画に基づき、地震防災派遣に関する細部計画を作成するものとする。

### 2 地震に関する情報等の収集及び伝達

地震予知情報等については、防衛省地震災害警戒本部の設置前においては統合幕僚監部が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部又は気象庁等の関係省庁から収集し、防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。

### 3 地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定により警戒宣言が発せられたときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする防衛省地震災害警戒本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については、第四―2―(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

### 4 地震防災派遣の実施

- (1) 防災派遣実施部隊の長は、警戒宣言が発せられたときは、防衛大臣の命令により、地震防災派遣計画に準拠し、必要な部隊等の強化地域及びその周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。
- (2) 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、地震防災派遣計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。
- (3) 地震防災派遣の実施に関し、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては、統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、防災派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (5) 警戒本部が設置されたときは、別に定める申合せに基づき、現地警戒本部員に指名された者等を、航空機等により輸送する。
- (6) 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。
- (7) 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容はおおむね次のとおりとする。



ア 避難のために必要な情報の伝達

警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な連絡事項を伝達する。

イ 情報の収集

警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。

ウ 人員及び物資の緊急輸送

地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

エ その他

警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う。

## 5 災害派遣の準備

指定部隊等の長は、防衛大臣の命令が発せられた場合、地震防災派遣計画に準拠し、必要な部隊等の強化地域周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。

## 6 防災応急対策の実施

(1) 強化地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、警戒宣言が発せられたときは、地震防災派遣計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて防災応急対策を実施するものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法第7条に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての防災応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 警戒宣言が発せられたときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収容

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

(3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

## 7 地震防災派遣時の権限

地震防災派遣時の自衛官の権限行使については、自衛隊法及びこれに基づく訓令の規定による。

## 8 地震防災に関する教育訓練

(1) 国、地方公共団体等の主催する地震防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた地震防災に関する教育を行う。

## 第六 南海トラフ地震における措置

### 1 南海トラフ地震の災害派遣に関する計画の作成

- (1) 統合幕僚長は、第二―3―(2)の大規模震災災害派遣に関する計画の一つとして、防衛大臣から示された指針に従い、南海トラフ地震の災害派遣に関する計画（以下「南海トラフ計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 南海トラフ地震における大規模震災災害派遣実施部隊の長（以下「南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長」という。）は、南海トラフ計画に基づき、南海トラフ地震の災害派遣に関する細部計画を作成するものとする。この場合において、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下第六において「推進地域」という。）指定都府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

## 2 南海トラフ地震災害対策本部の設置

南海トラフ地震が発生したときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする南海トラフ地震災害対策本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については、第四―2―(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

## 3 災害派遣の実施

- (1) 南海トラフ地震が発生したときは、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は、南海トラフ計画に準拠し、直ちに災害派遣の準備を実施するものとする。
- (2) 地震発生地域の近隣の部隊等においては、南海トラフ計画に準拠し、第三―2―(1)に基づき、速やかに、地震発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行い、得られた情報については、第三―2―(2)に基づき、速やかに防衛省内、政府部内及び関係機関へ伝達するものとする。また、地震発生地域に所在する部隊等においては、速やかに推進地域指定都府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図るものとする。
- (3) 気象庁が津波警報等を発表したときは、防衛省においては中央監視チームが内部部局等に伝達するとともに、各部隊等においては各隷下部隊及び各隊員に周知徹底するものとする。
- (4) 津波による被害が予想される地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）第5章第2節2(2)に定めるところにより、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、応急活動を行うものとする。
- (5) 南海トラフ地震が発生したときは、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。
- (6) 都府県知事等からの派遣要請については、原則として、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長が受理するものとする。
- (7) 災害派遣の実施に関し、防衛大臣は政府本部の長と、南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は現地対策本部長及び関係機関特に推進地域指定都府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。

- (8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、政府本部へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、南海トラフ地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定都府県において、当該都府県の災害対策本部が設置されたときは、当該都府県の都府県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該都府県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (9) 政府本部に対する輸送協力については、第四－1に定めるところによる。
- (10) 南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。
- (11) 第四－3の規定については、南海トラフ地震における災害派遣に準用する。
- (12) 災害派遣の実施の細部については、前号までに定めるもののほか、第三－3から11までに定めるところによる。

#### 4 南海トラフ地震に対する準備措置

- (1) 南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、平素から、推進地域指定都府県その他関係機関と連絡調整を行い、特に、南海トラフ地震発生時の連絡体制、派遣部隊等の受入態勢、災害派遣活動の具体的な内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 南海トラフ地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実に努めるものとする。

#### 5 推進地域内に所在する駐屯地等における措置

- (1) 推進地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、南海トラフ地震が発生したときは、南海トラフ計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて応急対策を実施するものとする。
  - ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき南海トラフ地震防災対策計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての応急対策
  - イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策
  - ウ 南海トラフ地震が発生したときにおける隊員等の行動基準の明示
  - エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収用
- (2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。
- (3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

#### 6 南海トラフ地震防災に関する教育訓練

- (1) 国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた南海トラフ地震防災に関する教育を行う。

## **第七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置**

### **1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画の作成**

- (1) 統合幕僚長は、第二―3―(2)の大規模震災災害派遣に関する計画の一つとして、防衛大臣から示された指針に従い、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画（以下第七において「海溝計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における大規模震災災害派遣実施部隊の長（以下「海溝地震災害派遣実施部隊の長」という。）は、海溝計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の災害派遣に関する細部計画を作成するものとする。この場合において、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下第七において「推進地域」という。）指定道県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

### **2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部の設置**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、防衛省に防衛大臣を本部長とする日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については、第四―2―(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

### **3 災害派遣の実施**

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、海溝計画に準拠し、直ちに災害派遣の準備を実施するものとする。
- (2) 地震発生地域の近隣の部隊等においては、海溝計画に準拠し、第三―2―(1)に基づき、速やかに、地震発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行い、得られた情報については、第三―2―(2)に基づき、速やかに防衛省内、政府部内及び関係機関へ伝達するものとする。また、地震発生地域に所在する部隊等においては、速やかに推進地域指定道県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図るものとする。
- (3) 気象庁が津波警報等を発表したときは、防衛省においては中央監視チームが内部部局等に伝達するとともに、各部隊等においては各隷下部隊及び各隊員に周知徹底するものとする。
- (4) 津波による被害が予想される地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年9月30日中央防災会議決定）第5章第2節2(2)に定めるところにより、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、応急活動を行うものとする。
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、海溝地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急

を要する場合には、海溝地震災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、防衛大臣の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。

- (6) 道県知事等からの派遣要請については、原則として、海溝地震災害派遣実施部隊の長が受理するものとする。
- (7) 災害派遣の実施に関し、防衛大臣は政府本部の長と、海溝地震災害派遣実施部隊の長は現地対策本部長及び関係機関特に推進地域指定道県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、政府本部へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定道県において、当該道県の災害対策本部が設置されたときは、当該道県の道県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該道県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (9) 政府本部に対する輸送協力については、第四－1に定めるところによる。
- (10) 海溝地震災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、災害派遣を終了するものとする。
- (11) 第四－3の規定については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害派遣に準用する。
- (12) 災害派遣の実施の細部については、前号までに定めるもののほか、第三－3から11までに定めるところによる。

#### 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する準備措置

- (1) 海溝地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、平素から、推進地域指定道県その他関係機関と連絡調整を行い、特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の連絡体制、派遣部隊等の受入態勢、災害派遣活動の具体的な内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 海溝地震災害派遣実施部隊の長及び推進地域内に所在するその他指定部隊等の長は、救助用資機材を始めとした防災関係資機材等の充実に努めるものとする。

#### 5 推進地域内に所在する駐屯地等における措置

- (1) 推進地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減、当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて応急対策を実施するものとする。
  - ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての応急対策
  - イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のために必要な応急対策
  - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収用

- (2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。
- (3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

## 6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練

- (1) 国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。
- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育を行う。

## 第八 原子力災害時の措置

### 1 原子力災害派遣の実施

- (1) 原子力緊急事態宣言前の措置

ア 原子力規制庁から、情報収集事態の発生について情報提供があったときは、防衛省内及び現地部隊と情報を共有する。また、指定部隊等の長は、都道府県知事等との間で、平素から設定している災害派遣に関する情報の伝達システムにより、原子力事故等に関する情報を入手する。

イ 原子力規制庁から、警戒事態の発生について情報提供があったときは、防衛省内及び現地部隊と情報を共有する。また、指定部隊等の長は、住民避難等について派遣準備を実施するものとする。

ウ 原子力規制庁から、施設敷地緊急事態の発生について情報提供があったときには、原子力災害派遣実施部隊の長は、直ちに派遣準備を実施するものとする。

- (2) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を実施するものとする。
- (3) 原子力災害派遣の実施に関し、防衛大臣は原子力災害対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。この場合、当該都道府県の都道府県防災会議の委員たる部隊の長は、自衛隊と当該都道府県との調整の任に当たるものとする。
- (4) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を終了するものとする。

部隊等の撤収を命じた原子力災害派遣実施部隊の長は、撤収後、将来の原子力災害派遣のために必要と思われる事項がある場合には、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

- (5) 原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか原子力災害対策本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からの又は海上における緊急時モニタリングを支援する。

② 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。

③ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④ 行方不明者等の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあつては原子力規制庁から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次のアからオまでに掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。

ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ 緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ 国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ 現地における緊急医療活動を充実強化するため、原子力災害医療派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑧ 避難退域時検査及び簡易除染

避難者及び資機材の避難退域時検査並びに被ばく者及び被ばくした施設等の簡易除染であつて、自衛隊が実施可能なものについて実施する。

⑨ その他

原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

(6) 原子力災害派遣中に、緊急事態応急対策の支援に関連して部外者の航空機搭乗申請

を受けた場合は、現に原子力災害派遣中の航空機の支援活動に支障を来さない範囲内において搭乗させることができる。

## 2 原子力災害に係る部隊等の派遣

### (1) 原子力災害対策本部設置前の措置

原子力災害対策本部設置前においては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。

### (2) 原子力災害対策本部設置時の措置

① 原子力災害対策本部が設置された時点において、当該原子力災害に関し都道府県知事等の要請により災害派遣活動を実施している場合にあっては、原子力災害対策本部長と調整の上、原子力災害対策本部長から当該活動に関する原子力災害派遣の要請を受けて活動を継続するとともに、その旨都道府県知事等に連絡するものとする。

② 原子力災害対策本部設置時においては、原子力災害対策本部長からの要請に基づいて、原子力災害派遣として部隊等を派遣するものとする。なお、原子力災害対策本部設置後に都道府県知事等からの災害派遣要請の打診があった場合は、防衛省を通じ原子力災害対策本部と調整し、原子力災害対策本部長からの要請に基づく支援活動を速やかに実施するとともに、その旨を都道府県知事等に連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

### (4) 原子力緊急事態解除宣言時の措置

原子力緊急事態解除宣言が発せられる場合で、かつ都道府県知事等からの災害派遣要請がなされていない場合において、依然として自衛隊の活動を継続する必要があると認められる場合は、改めて都道府県知事等からの災害派遣要請を受けて活動を継続するものとする。なお、この場合において都道府県知事等からの要請がなされないときは、防衛大臣の命令を受けて速やかに撤収するものとする。

## 3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等

(1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、第四－２－(1)の規定に準じて、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第２課長）を設置するものとする。

(2) 内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣するものとする。

(3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛省又は現地に原子力災害対策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については、第四－２－(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

## 4 原子力艦の原子力災害に係る措置



## (1) 災害派遣の実施

原子力艦の原子力災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

### ① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からの又は海上における緊急時モニタリングを支援する。

### ② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### ③ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

### ④ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

### ⑤ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## (2) 政府本部への職員の派遣

内閣府が設置する政府本部の事務局の事務に協力するため、内部部局等は必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。

## (3) 現地対策本部の設置に際しての協力

現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合に、政府本部が行う現地対策本部の設置に際して、現地の地方防衛局は協力するほか、必要に応じ現地対策本部に職員を派遣するものとする。

## (4) 現地における事故情報の連絡

現地の地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

## (5) 損害賠償の適切な処理

内部部局及び地方防衛局は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

## 5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策

### (1) 被ばく線量の指標

原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

作業内容に応じて、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Sv（シーベルト）を併せて上限として用いる。

(2) 作業時の放射線防護対策

(1)の作業を実施する際には、防護具の装着、被ばく線量の測定等、必要な防護対策をとり、作業を実施する隊員の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

(3) 駐屯地等の施設の放射線防護対策

駐屯地等における施設の放射線に対する必要な防護対策については、原子力災害時における活動を踏まえ、対象施設の選定を含め、検討を行うものとする。

## 6 原子力災害に関する教育訓練

(1) 原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練その他関係機関等の主催する原子力防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた原子力災害に関する教育を行う。

## 第九 感染症に係る災害時の措置

### 1 感染症に対する準備措置

部隊等の長は、感染症に係る災害が発生した場合に備え、平素からの感染防止教育の実施及び衛生関係装備品の準備に万全を期すとともに、関係機関等と緊密な連携に努める。

### 2 災害派遣の実施

(1) 感染症に係る災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等によって異なるが、一例としては、次のとおりとする。

ア 検疫支援

検疫実施空港及び検疫実施港湾において検疫業務の支援を実施する。

イ 輸送支援

PCR検査等の結果が出るまで宿泊施設に滞在する必要がある帰国者、入国者等の当該施設への輸送支援を実施する。また、必要に応じて、離島等において発生した感染症の患者の航空機による空輸を実施する。

ウ 生活支援

宿泊施設に滞在する帰国者、入国者等に対して、生活物資の配布、食事の配膳、問診票の回収等の生活支援を実施する。

エ 教育支援

都道府県知事等からの要請等に基づき、感染症に係る災害派遣活動のノウハウを活用し、地方公共団体、民間宿泊施設等に対し、感染防護の教育支援を実施する。

オ 医療支援

都道府県知事等からの要請等に基づき、所要の隊員（看護官等）を医療施設等に派遣し、医療支援を実施する。

(2) 上記に記載した災害派遣活動を実施するに当たっては、当該活動における感染者の発生を防止するため、以下について留意するものとする。

ア 検疫支援及び医療支援

- (ア) 隊員と被支援者が交差しない動線の設定
- (イ) 待機時における被支援者の間の適切な間隔の保持
- (ウ) 被支援者の待機場所の設定

イ 輸送支援

- (ア) 輸送車両等への養生等の飛沫感染防止措置
- (イ) 輸送時における座席数の制限
- (ウ) 輸送車両等の搬送後の消毒

ウ 生活支援

- (ア) 隊員と被支援者が交差しない動線の設定
- (イ) 隊員と被支援者との間に遮蔽幕等を設置
- (ウ) 被支援者の間の適切な間隔の保持

エ 教育支援

隊員と被支援者との間の適切な間隔の保持

(3) 感染症に係る災害派遣活動に従事した隊員が通常業務に復帰する場合には、復帰までに適切な経過観察期間を設定するものとする。

都市部、山間部及び島しょ部の地域で発生した  
災害並びに特殊災害への対応について

防 衛 省  
1 2 . 1 1 . 1 7

# 目 次

## I 都市部における災害への対応について

- 1 都市部における災害への対処方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 都市部において発生し得る主な被害様相・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 求められる主な活動と留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 平素の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 初動対処の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (3) 初動対処以降の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## II 山間部における災害への対応について

- 1 山間部における災害への対処方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 山間部において発生し得る主な被害様相・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 求められる主な活動と留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 平素の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 初動対処の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (3) 初動対処以降の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## III 島しょ部における災害への対応について

- 1 島しょ部における災害への対処方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 島しょ部において発生し得る主な被害様相・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 求められる主な活動と留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 平素の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (2) 初動対処の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (3) 初動対処以降の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## IV 特殊災害への対応について

- 1 特殊災害への対処方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 特殊災害において発生し得る主な被害様相・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 求められる主な活動と留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (1) 平素の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (2) 初動対処の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (3) 初動対処以降の段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## I 都市部における災害への対応について

### 1 都市部における災害への対処方針

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、大規模震災等の災害が発生した場合には、家屋や高層建築物の倒壊、地下街の瓦解、大規模な火災の発生が、また局地的な集中豪雨が発生した場合には、道路の冠水や地下街の浸水等が発生し、短時間に大規模な被害が生じることが予想される。また、ライフライン、交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害もより甚大なものとなる危険性がある。更に、先に述べた都市部の特徴により、一つの災害は、他の災害を誘発しやすく、この結果、災害が同時多発し、急速に拡大するおそれも多い。

このため、都市部における災害への対応については、発災後の被害状況を的確に把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣することはもちろんのこと、あらかじめ災害が発生した場合の被災地への部隊の展開について、被害想定等に基づき計画を作成しておき、これにより、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開し、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施し、被害の局限化に努めることが必要である。

### 2 都市部において発生し得る主な被害様相

#### (1) 火災

大規模地震等により火災が発生した場合、多数の人命、財産の損失が生じ、更に、都市機能の阻害や防災関係機関自体の被災等により迅速な初動対処についての障害が増す。

特に、大都市部には、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の人々が利用する施設が集積しており、これらの場所で人的被害が大量に発生することが予想される。

また、老朽木造家屋密集市街地や危険な物質を取り扱う施設の集中が著しい地域においては、延焼や有毒ガスの発生、火薬類・爆発物の誘爆等による被害の拡大も予想される。

#### (2) 家屋倒壊

耐震性が確保されていない古い構造物・施設等が相当量存在し、高密度な市街地が連なっている地域では、ひとたび大規模地震が発生すると、多数の構造物等が倒壊し、多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

特に、都市部においては大量の人員を収容し得る商業・業務施設や文化・娯楽施設が比較的古くから多数建設されているため、建設時期が古いものを中心に倒壊し、一度に多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

### (3) 液状化現象

埋立地等、地下水の水位が高く緩い砂質土のところでは、強い地震動により、地盤が液体のようになり、かかる地盤上の幹線道路、工業用水路の使用不能、建築物については、傾斜やゆがみ等が発生し機能麻痺をもたらす危険性がある。

### (4) ライフライン断絶

都市部において高密度に整備されている電力、ガス、上・下水道、工業用水道、通信施設等のライフライン施設は、大規模震災等が発生した場合、水道管の破裂、停電、ガス管の寸断、電話の不通等の被害を招く可能性がある。

また、これらのライフライン施設は、復旧が困難な地下に埋設されているものが多く、一度被災すると、復旧に困難を伴い、広く、長期にわたり被災者の生活を始め、経済・社会活動に甚大な被害をもたらすおそれがある。

### (5) 交通機関の損壊

都市部には、大量の人員・物資を移動させる鉄道、道路が集中しており、都市が立体的に利用されている。高架等の上を大量の車両・人員が移動していること等から、これらの損壊により大きな人的被害が生じる可能性がある。

また、道路、鉄道等の交通施設が災害により破壊されれば、避難経路が寸断されるとともに、大量の帰宅困難者等が発生することも想定される。

### (6) 空港、港湾損壊

港湾、飛行場の損壊により、輸送、救助・救急を始めとする各種災害応急対策の拠点としての機能に支障を来すおそれがある。

### (7) 処置に困難を伴う大量の負傷者等の発生

都市部には、ボイラー施設、各種薬品等危険な物質を取り扱う施設も多数存在しているため、災害時には、重症熱傷等処置に困難を伴う負傷者等が大量に発生するおそれもある。

### (8) 医療機関・施設の破壊

被災地内又は周辺の医療機関・施設が破壊され、大量の負傷者等の救急・救命活動に多大な支障を来すおそれがある。

### (9) 浸水・冠水

短時間の局地的な集中豪雨による降雨量が、都市部の排水能力を上回る場合、道路・鉄道の冠水、地下街への雨水の流入等が生じ、交通機能及び地下都市機能の麻痺や人的被害が発生するおそれがある。

## 3 求められる主な活動と留意点

### (1) 平素の段階

#### ア 被害想定の見積り

大規模な震災等の災害が発生した場合に、大規模な火災が発生するお

それがあある老朽木造家屋密集市街地、不特定多数の被災者が発生するおそれがあある地下街、高層ビル等、液状化現象が発生するおそれがあある臨海部の地域等大きな被害の発生が見込まれる地域については、自治体、関係機関との連携の下、あらかじめ被害想定を見積もっておく必要がある。

#### イ 計画作成等

都市部においては、災害により、大規模な火災の発生、建造物の倒壊、大量の生き埋め者の発生等甚大な被害が同時多発し急速に拡大する可能性があるため、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開するとともに、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施することが必要である。かかる部隊展開を可能にするため、常日頃から、自治体、警察、消防等と密接な連携を確保し、道路の寸断も想定した部隊展開等に関する計画を被害想定に基づきあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施しておく必要がある。この際、自衛隊の駐屯地・基地はもとより、自治体等との調整による公園、空地等も活用しての、部隊の活動拠点の確保に配慮するものとする。

また、人命救助・応急医療支援、避難支援、消防・消防支援等各々の活動に関し、関係機関との間で役割分担等を始めとする連携要領について認識の共有を進めておく必要がある。

なお、こうした計画、連携要領は随時適切に見直し改善していくことが大切である。

#### ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

### (2) 初動対処の段階

#### ア 被害状況の把握

都市部が大規模震災等により被災した場合、被害は不特定多数の人々、建造物に及ぶため、被害状況把握については、発災後速やかに関係自治体等に連絡員を派遣するほか、航空機、車両等の活用や関係機関との情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。この際、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともにヘリコプター映像伝送装置を活用する等により、道路の寸断等部隊の展開に障害となる状況等を的確に把握し、部隊の被災地への的確な展開に資するものとする。

また、初動対処の内容が多岐にわたり、調整が必要とされる関係機関等も多くなることが予想されることから、対策本部等に派出する要員については、複数の者とするのが重要である。

#### イ 部隊派遣



多岐にわたる初動対処を同時並行して迅速に実施する観点から、あらかじめ策定した計画に基づき、また、緊急車両の指定を受けた車両を効果的に活用すること等により、被災地への速やかな部隊展開を実施するものとする。

この場合においては、被害状況把握や自治体、関係機関等との調整を通じて、実施すべき災害派遣活動の内容を可能な限りの確に把握し、陸・海・空各自衛隊の派遣部隊の構成を適切なものとする必要がある。

また、道路の寸断等による速やかな部隊展開に対する障害は、施設部隊を可能な限り速やかに派遣するとともに、違法駐車車両等による通行の妨害には、災害対策基本法第76条の3第3項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、車両の移動等を所有者に対して命令又は自ら執行する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路が寸断されている等地上による派遣が困難な場合には、回転翼航空機による部隊派遣が有効であり、この際、離発着地点の確保に留意する必要がある。

#### ウ 人命救助・応急医療支援

都市部においては、建造物の倒壊、地下街の瓦解、火災の発生等により高層ビル、地下街に孤立する人々が大量に発生し、人命救助や応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、速やかに、人命救助や応急医療支援を実施するものとする。また、医療機関・施設が破壊される場合があるため、広域医療搬送の実施についても考慮する必要がある。

なお、回転翼航空機の活用に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

また、応急医療支援については、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の搬送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても考慮する必要がある。

#### エ 避難住民等の輸送支援等

避難命令が発令される等の場合には、多数の住民等の避難、立ち退き等が行われることから、避難住民の輸送支援を求められる場合がある。この場合においては、地形等により通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を、また、道路の冠水等が発生している地域については渡河ボート等を十分活用し、それ以外の地域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。また、臨海部においては艦艇を活用することについても考慮する必要がある。

なお、いずれの場合においても、避難住民等が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要

領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

また、状況によっては、直接に避難住民の誘導等を実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項に基づき、市町村長等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入り制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命令する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路、鉄道等の交通施設の損壊等により、大量の帰宅困難者等が発生し、これらの者の被災都市の近隣都市への輸送支援を求められる場合があるが、この場合については、特に、一時に大量の人員を輸送することが可能な艦艇の活用について考慮する必要がある。

#### オ 消防活動・消防活動支援

大規模な火災に際しては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との密接な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。この際、都市火災においては、有毒ガスが発生する危険性があること、また、都市部においては火薬類、爆発物等危険物が多いこと等に十分留意する必要がある。

#### カ 物資の輸送支援

都市部において大きな被害が出た場合には、医薬品、食料等の物資、機材等を大量に輸送する必要があるが生じ、物資の輸送支援が求められる場合がある。この場合においては、自治体等との連携の下、輸送機、車両、艦艇等を統合的に活用して、これを実施する。回転翼航空機による輸送支援に当たっては、避難場所とならない回転翼航空機の場外離着陸場を確保することが必要となるが、被災地内に適当な場所がない場合には、周辺都市のヘリポート等を活用することも考慮する必要がある。

また、都市部が被災した場合には、自衛隊を始めとして警察、消防等の機関による物資等の輸送、更には報道機関の取材のために、多くの航空機が上空を飛び交うことが予想される。このため、航空機による事故を未然に防ぐ観点から、自衛隊の使用する被災地の場外着陸場等における航空情報の提供を行うことを準備することが必要である。

### (3) 初動対処以降の段階

#### ア 増援

都市部における災害に際しては、初動対処の段階を過ぎても、大量の人員・物資の輸送、多数の被災者に対する生活支援等、大量の人員、機材等を要する活動が引き続き求められる場合が多い。この場合においては、自治体等と連携をとりつつ、適宜、部隊の増援・交代を実施して対処するものとする。その際、陸・海・空自衛隊の相互協力や、自治体等との調整の上、増援部隊の展開、宿営に必要な地積の確保に配慮する必要がある。

## イ 生活支援

都市部における災害の発生により、多くの建築物が倒壊し、また、高密度に整備されている水道、ガス、電気等のライフラインが寸断された場合、給食、給水、入浴等の生活支援が大規模に求められる可能性がある。

生活支援を実施する場合には、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

## ウ 災害復旧

倒壊家屋の除去、道路啓開、ゴミ処理等の災害復旧の実施に当たっては、自治体等と十分な調整を行い適切に対応するものとする。

## Ⅱ 山間部における災害への対応について

### 1 山間部における災害への対処方針

山間部における災害は、自然災害が中心になると考えられるが、これら自然災害は、気象等のわずかな変化により急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形・地質等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

このため、これら災害への対処に当たっては、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究の実施やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が求められる。

また、山間部は、一般に、地形・地質が複雑であり、気象が不安定である。また、山林、湖沼等の占める比率が高く、住民が散在し、これら住民の生活を支えるインフラが十分整備されていない場合も多い。

このような地域における災害対処においては、被災状況の把握が都市部等と比較して容易でなく、また、災害応急対策の実施に当たっても、被災現場へのアクセスや病院等の公共施設、水道等の公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

このため、山間部における災害対処に当たっては、発災後、速やかに関係自治体に連絡員を派遣することをはじめとして、被災状況把握や被災現場への進出経路・災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することが必要である。

また、積雪期における被災現場への進出を容易にするため、常日頃から、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

更に、山間部における自然災害の発生は、土地の形状等の変化を伴うことが多く、二次災害を発生させる可能性が高い。この点は、特に、初動対処以降の段階において十分配慮する必要がある。

### 2 山間部において発生し得る主な被害様相

#### (1) 降雨、台風による被害

梅雨期や台風シーズンにおいては、雨量の増加等から、ダムや河川堤防の決壊による洪水が発生する可能性がある。また、短時間の降雨によっても、地形等により土砂崩れや鉄砲水が発生したり、道路の寸断、停電、電話の不通等により、住民が孤立化する場合がある。

更に、台風等により発生した風倒木については、二次災害を発生させる可能性があることに注意する必要がある。

#### (2) 積雪による被害

積雪地域においては、積雪により家屋の倒壊やこれに伴う住民等の生き

埋め、ライフラインの切断等が生じる可能性がある。

また、融雪期においては、雪崩の発生に注意する必要がある。

### (3) 山林火災

特に大気が乾燥する晩冬から春期については、山林火災の発生に注意する必要がある。山林火災は、周辺の自然環境や林業等の経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、火災後の荒廃した土地においては、崖崩れ等の二次災害を誘発する可能性がある。

### (4) 地震による被害

山間部における地震の発生は、地すべりや崖崩れ、砂防施設の決壊等による泥流の発生等の災害をもたらす場合がある。

また、融雪期においては、雪崩を引き起こす可能性もあり、注意を要する。

### (5) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

また、積雪期・融雪期に発生した場合には、より大規模な泥流を引き起こし、被害を甚大なものとする可能性がある。

更に、二酸化硫黄等の火山ガスが発生し、人体に悪影響を及ぼす可能性がある。

## 3 求められる主な活動と留意点

### (1) 平素の段階

#### ア 地誌等に基づく研究等

山間部における災害は、気象等の僅かな変化により急激に引き起こされることが多く、また、地形・地質等が被害様相に与える影響も大きい。このような山間部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

#### イ 計画の作成

山間部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、災害発生の可能性の高い地域について当該地域までの進出経路や回転翼航空機の場外離着陸場を含めた当該地域における災害派遣活動の拠点となり得る

場所等を盛り込んだ地誌等をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

#### ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

#### エ 装備の整備

積雪期における山間部の被災現場への進出は、道路を積雪で閉ざされ、また、航空機による進出も悪天候により断念せざる得ない場合が考え得るところである。このため陸路での進出を可能にするため、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

また、火山噴火災害時の被災現場での対応においては、二酸化硫黄等の火山性ガスの人体への影響を考慮する必要があることから、防護マスクの準備が必要である。

### (2) 初動対処の段階

#### ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる山間部の自然災害については、初動対処までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の兆候段階から、災害発生地域近傍の自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。

また、車両や航空機を活用し、陸路、空路両面から被害状況の把握を実施することが適当である。

更に、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとする。

なお、山間部の気象は不安定であることから、特に航空機による被害状況の把握に際しては、運航の安全に十分配慮する必要がある。

火山活動の状況把握（観測）については、気象庁等関係省庁との連携を密にし、専門的助言を得つつ、効果的・効率的に実施することが適当である。この際には、航空機搭載の赤外線カメラを活用することが有効である点に留意するものとする。

#### イ 部隊派遣

初動対処までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、あらかじめ計画された部隊展開のための経路のうち、最適のものを選択するとともに、車両を有効活用することが適当である。

また、状況によっては、道路が寸断され、速やかな展開に障害が生じている場合が想定されるが、この場合においては、回転翼航空機の輸送力を活用した部隊展開、又は、施設部隊の迅速な派遣による道路啓開を

実施することが適当である。

#### ウ 人命救助・応急医療支援

山間部においては、地形等が複雑・急峻であるため、また、季節によっては苛酷な自然環境の下、被災者の捜索・救難に自衛隊の能力が求められる場合がある。この場合においては、自治体、警察、消防等との緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、安全かつ迅速に捜索・救難活動を実施するものとする。

捜索に関しては、回転翼航空機のみならず、より広範囲の捜索が可能な固定翼航空機の活用についても留意する必要がある。

救難については、実施場所によっては、自走架柱橋等の施設機材が有効性を発揮する場合があることに留意する必要がある。

なお、回転翼航空機を使用しての救難に当たっては、回転翼航空機の低空での運用が想定されるが、山間部の地形が複雑であることに十分注意するとともに、特に融雪期においては、回転翼航空機の低空飛行により、雪崩等を誘発しないよう十分留意するものとする。

また、山間部においては、災害により負傷した者の治療を被災地においては必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、回転翼航空機等を活用して他の医療機関とも連携し、速やかに傷病者を所要の地点まで輸送するものとする。

更に、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、回転翼航空機等を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

#### エ 消防活動・消防活動支援

山林火災等広範囲にわたる火災が発生した場合においては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との緊密な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。山間部においては、火災発生地域周辺に消防活動のための水源、消防設備等が必ずしも十分整っていないことが予想されることから、被害の状況等によっては、回転翼航空機を活用した空中消火について考慮する必要がある。

なお、空中消火を実施するに当たっては、回転翼航空機により発生する下降気流が火災を助長することのないよう十分留意するものとする。

#### オ 避難住民の輸送支援

火山の噴火等に伴い、相当数の住民の避難の必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を十分に活用し、それ以外の地

域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

### (3) 初動対処以降の段階

#### ア 生活支援

山間部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

#### イ 二次災害の防止

火山噴火による降灰、林野火災、強風・洪水等による倒木その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のための支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対処終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。



### Ⅲ 島しょ部における災害への対応について

#### 1 島しょ部における災害への対処方針

島しょ部においては、特に、地震発生時の津波災害、台風による高波等海洋の変化に起因する災害に対処する必要がある。また、一般に、山林、湖沼等の占める比率も高く、山間部で見られるような自然災害に備えることも求められる。

これらの災害は、急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

また、島しょ部においては、災害対処のための機能等が必ずしも十分に整備されていないことが多い上、本島（本土）と海により隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が想定される。

更に、島しょ部については、一般に、陸地面積が大きいことから、避難場所が限定される等災害による被害を極小化する面での制約も多い。

このようなことから、島しょ部における災害への対処に当たっては、発災後の被害状況を把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣するとともに、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が必要とされ、また、本島（本土）との連絡を緊密にし、避難場所の確保も含め、本島（本土）の災害対処能力を十二分に活用することが必要である。

また、被災状況把握や島しょ部内における災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することも求められる。

更に、島しょ部へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、島しょ部における災害対処に際しては、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。また、海上における遭難等への対処に当たっても、現場へのアクセスが限定されるといった島しょ部との地理的類似性を踏まえ、航空機及び艦艇の有効活用を図る必要がある。

なお、島しょ部への輸送については、自治体、関係省庁と密接な連携・調整が必要である。

#### 2 島しょ部において発生し得る主な被害様相

##### (1) 海洋の変化による被害

島しょ部は海洋の変化による災害の被害を受けやすく、地震による津波や台風による高潮の発生により、海岸線の形状等によっては、甚大な人的・物的被害が生じるおそれがある。

##### (2) 地震による被害

地震による家屋の倒壊、崖崩れ等により直接に生じる人的被害等の他、水道管破裂、停電、電話不通等ライフラインの切断が生じることが考えら

れる。ライフラインの切断は、複ルート化されていない道路の崖崩れ、地割れ等による寸断と相まって、ライフラインが切断されたまま住民が孤立化する地域を発生させるおそれがある。

また、地震により空港・港湾の機能が失われ、島しょ部への物資等の供給が途絶えるおそれがある。

### (3) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥石流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

島しょ部においては、避難場所が限定されることから、人的被害等が甚大なものとなる可能性がある。

## 3 求められる主な活動と留意点

### (1) 平素の段階

#### ア 地誌等に基づく研究等

島しょ部における災害は、急激に引き起こされることが多く、また、地形等が被害様相に与える影響も大きい。このような島しょ部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から海洋の波浪等も含む気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

#### イ 計画の作成

島しょ部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、回転翼航空機の場外離着陸場を含めた島しょ内における災害派遣活動の拠点及び必要により、アクセス経路における中継点となり得る場所等を盛り込んだ計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

#### ウ 艦艇の即応性の向上

島しょ部における災害に対しては、災害発生場所へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。このため、災害の発生が十分予期される場合は、艦艇の準備時間を縮減し、速やかな進出を可能にする観点から、待機態勢をとる等の柔軟な運用を図る。また、島しょ部所在部隊の災害対処能力の向上を図る。

## エ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

### (2) 初動対処の段階

#### ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる自然災害については、初動対処までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の前段階から、島しょ内に所在する自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。また、これに加えて、航空機により、被害状況全般の迅速な把握を実施することが有効である。

なお、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとするが、本島（本土）から距離がある島しょ部については、ヘリコプター映像伝送装置による被害状況把握を行う際の島しょ部と本島（本土）との距離による通信能力の限界を踏まえ、確実な情報伝達態勢を確立しておく必要がある。

#### イ 部隊派遣

初動対処までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、航空機の輸送力を有効に活用するものとする。

また、艦艇については、速度が遅く、進出に時間を要することを踏まえ、状況によっては、災害発生の前段階をつかんだ段階において、これを近傍海域まで展開させておくことが適当である。

なお、四面を海洋に囲まれている島しょ部への艦艇の迅速・的確な派遣は、島しょ部の被災者に心理的安心感を与えることについて留意する必要がある。

#### ウ 災害応急対策要員等の被災地への輸送支援

島しょ部においては、災害応急対策を実施する警察、消防等の人員・装備が必ずしも十分でなく、本島（本土）から警察、消防等の災害応急対策要員を増派する必要がある場合があるが、他方、警察、消防等においては、特に本島（本土）から遠距離の島しょに関し、十分な輸送能力を有していないところである。

このため、本島（本土）から島しょ部への、警察、消防等の災害応急対策要員等の輸送支援を要請される場合がある。この場合においては、輸送量等の確定その他の調整を速やかに要請元との間で実施し、近傍に配備されている航空機等を活用することにより、適切に対応するものとする。

なお、回転翼航空機により輸送を実施する場合には、自治体、警察等

の協力を得て、被災地内の離着陸地点の確保に留意する必要がある。

#### エ 応急医療支援

島しょ部においては、災害により負傷した者の治療を必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、固定翼航空機、回転翼航空機、艦艇又はこれらの効果的な組合せにより、速やかに傷病者を本島（本土）等の所要の地点まで輸送するものとする。

また、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、航空機を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

更に、状況によっては、被災地近傍海域に医療設備を有する艦艇を派遣し、応急医療の拠点とすることについても考慮する必要がある。

#### オ 避難住民の輸送支援

島しょ部においては避難場所が限られるため、火山の噴火等大規模な災害の発生に際しては、島しょ外等への大量の住民避難が必要となり、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、大量の人員輸送に適した艦艇を有効活用することが適当である。また、艦艇を活用する場合においては、島しょ部の港湾施設が必ずしも十分でないこともあるが、この場合には、艦艇搭載の回転翼航空機や内火艇・ゴムボート等を使用しての島しょ部・艦艇間のピストン輸送を実施する必要がある。

また、航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、回転翼航空機による輸送に際しては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点を確保することに留意する必要がある。

### (3) 初動対処以降の段階

#### ア 生活支援

島しょ部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

#### イ 二次災害の防止

津波、高潮、火山噴火による降灰その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石

流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のための支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対応終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。

## IV 特殊災害への対応について

### 1 特殊災害への対処方針

原子力災害、化学災害及び油流出災害等の特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、更に、これらへの対処には高度に専門的な知見を要する。

このため、これら特殊災害の発生を認知したならば、速やかに、関係自治体等に連絡員を派遣し、関係省庁、関係地方公共団体又は民間専門機関等との密接な連絡・調整を実施し、被害状況を迅速に把握することが必要である。

また、特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊については、被害状況に基づき、必要とされるであろう人員・装備等の準備に速やかに着手するとともに、状況によっては、準備終了後直ちに、災害発生地域近傍駐屯地等へ進出・待機し、災害派遣等の活動に備えることが必要な場合がある。

更に、特殊災害においては、災害派遣等活動を実施する側も被災することが十分に考え得ることから、活動に当たる隊員の安全等に十分留意するとともに、特殊災害に係る災害派遣等終了後においても、特別健康診断を実施する等隊員の健康管理に留意するものとする。

### 2 特殊災害において発生し得る主な被害様相

#### (1) 原子力災害による放射性物質の放出

原子力関連施設において事故等が発生し、一定量以上の放射性物質が施設外に放出された場合には、周辺住民、施設、表土等への放射能汚染が瞬時に進展し、負傷者・被ばく者が発生する。

#### (2) 化学災害による化学物質のまん延

化学関連施設等において事故等が発生し、施設等周辺に化学物質が流出した場合には、事故等発生地域周辺の住民、表土等に対する影響が発生する。流出した化学物質の有毒性の軽重によるが、大量の人的被害が生ずる可能性がある。

#### (3) 油流出による港湾・海浜等の汚濁

船舶事故及び石油コンビナート事故等が発生し、事故現場の周辺地域及び海域に油が流出した場合には、周辺海岸等において油濁を引き起こし、大規模な環境破壊を生じさせる可能性がある。

また、流出した油への引火により、大規模な火災が発生する可能性もある。

### 3 求められる主な活動と留意点

#### (1) 平素の段階

## ア 関係機関との連携の保持及び計画の作成

一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、また、その対処に高度な専門的知見を必要とする特殊災害に際し、迅速・的確に初動対処を実施し、被害を局限化するためには、関係省庁、関係自治体等が実施する各種防災訓練への参加等を通じ、関係省庁、関係自治体、関連施設及び民間専門機関の専門家等と連携を深めるとともに、これらの者との間で被害想定、災害対処要領についての認識の共有化を図っておくことが必要である。

また、かかる共通認識の下、原子力関連施設、化学関連施設等の近傍に所在する部隊等においては、自治体、警察、消防等と連携の下、これらの施設に事故が発生した場合を想定した初動対処の計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

## イ 教育等の実施

特殊災害への対処に当たる隊員の安全確保等を図る観点から、特殊災害の被害様相、化学防護衣等の取扱要領等について平素より教育を実施しておくことが重要である。

## (2) 初動対処の段階

### ア 被害状況の把握等

現地対策本部及び関係地方公共団体等に直ちに連絡員を派遣するとともに、速やかに、関係省庁及び民間専門機関等と密接に連絡を取り、被害状況の把握、部隊等の派遣等に関する連絡調整を実施する必要がある。

### イ 部隊派遣

特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊においては、速やかな初動対処の実施の観点から、被害状況に基づき、今後求められることが予想される活動に必要な人員・装備等の準備に速やかに着手する必要がある。

また、原子力災害や化学災害の発生に際しては、化学防護部隊を、速やかに、被災地近傍の駐屯地に進出させ、待機させておくことが必要である。

この他の人員・装備等についても、状況によっては、都道府県知事等からの災害派遣等の要請前に災害発生地域近傍の駐屯地等において待機させておくことが適当な場合があることに留意する必要がある。

### ウ 専門家等の輸送支援

被災地の場所によっては、特殊災害による被害状況の把握等を実施する専門家や被害状況の測定のための緊急モニタリング機器の被災地への輸送支援を求められる場合がある。輸送量等の確定その他の調整を速やかに行い、航空機等を活用することにより、迅速に実施するものとする。

### エ モニタリング支援

被害状況の把握のため、事故現場近傍において、専門家等により、汚

染状況等についてのモニタリングが実施される。この際、モニタリングに当たる専門家が被災することのないよう、防護力を有する車両により、かかる活動を支援することが求められることがある。また、空中や海上等におけるモニタリングが実施される場合においては、航空機や艦艇により、かかる活動を支援することが求められる場合がある。

#### オ 避難住民の輸送支援

特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高いことから、特殊災害の発生に伴っては、被災地やその近傍に住む大量の住民等を速やかに避難させる必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。この場合においては、バス、トラック、回転翼航空機等を活用し、自治体、警察等と連携を図りつつ、迅速に実施するものとする。また、避難住民が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

更に、状況によっては、避難住民の誘導等を直接実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項等に基づき、市町村長等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去命令等の適切な措置を行うものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

#### カ 応急医療支援

汚染や有毒性の物質の流出度合いによっては、負傷者等が大量に発生し、これらの負傷者等の医療機関への輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、迅速に実施するものとする。

なお、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の輸送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても適切に対処する必要がある。

#### キ 除染

原子力・化学災害により汚染された人、土壌、物資等の除染を依頼される場合がある。この場合においては、自治体、医療機関等と連携をとりつつ、除染車等を活用し、除染活動を実施するものとする。その際、除染に使用した水の処理には万全を期すものとする。

また、除染活動を実施するに当たっては、当該活動が被災地住民の精神的安定を助長する側面を有することについて留意するものとする。

#### ク 被害の拡大防止

油流出災害においては、海岸等の汚染被害を甚大なものとしめない観点から、早急に流出範囲の拡大防止策を講じる必要があり、これについて



の支援を求められる場合がある。この場合においては、関係機関と調整の上、艦艇等を活用し、オイルフェンスの展張等の措置を講じるものとする。

(3) 初動対処以降の段階

初動対処以降の段階においても、原子力・化学災害により汚染された土壌等の除染が引き続き求められる場合がある。

また、油流出災害に際して、油回収作業についての支援を求められる場合がある。

これらの場合においては、自治体等との連携の下、適切に対応するものとするが、活動が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持に留意して対処するものとする。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（1 / 9）

区分	地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
北海道	陸自 宗谷管内、上川管内、留萌管内、オホーツク管内の一部（紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）空知管内の一部（沼田町、深川市、秩父別町、北竜町、雨竜町、妹背牛町）	第2師団長 （第3部）	〒070-8630 北海道旭川市春光町 国有無番地	(0166)51-6111 内線 2792 （当直 2300）
	宗谷管内、上川管内の一部（士別市、名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町）	第3即応機動連隊長 （第3科）	〒096-8584 北海道名寄市字内淵 84	(01654)3-2137 内線 230 （当直 570）
	上川管内の一部（剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、旭川市、幌加内町）、空知管内の一部（沼田町、深川市、秩父別町、北竜町、雨竜町、妹背牛町）	第2特科連隊長 （第3科）	〒070-8630 北海道旭川市春光町 国有無番地	(0166)51-6111 内線 2430 （当直 2300）
	留萌管内	第26普通科連隊長 （第3科）	〒077-8555 北海道留萌市緑が丘 町 1-6	(0164)42-2655 内線 230 （当直 302）
	オホーツク管内の一部（紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部	第25普通科連隊長 （第3科）	〒099-0497 北海道紋別郡遠軽町 向遠軽 272	(0158)42-5275 内線 230 （当直 302）

	町、西興部村、雄武町)			
	上川管内の一部(富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村)	第4 特科群長 (第3科)	〒071-0595 北海道空知郡上富良野町南町4-948	(0167)45-3101 内線2230 (当直2301)
	十勝管内、釧路管内、根室管内、オホーツク管内の一部(北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町)	第5 旅団長 (第3部)	〒080-8639 北海道帯広市南町南7線31	(0155)48-5121 内線2953 (当直2300)
	十勝管内の一部(帯広市、芽室町、幕別町、豊頃町、大樹町、広尾町、浦幌町、中札内村、更別村)	第4 普通科連隊長 (第3科)	〒080-8639 北海道帯広市南町南7線31	(0155)48-5121 内線3030 (当直3001)
	オホーツク管内の一部(北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町)	第6 即応機動連隊長 (第3科)	〒092-8501 北海道網走郡美幌町字田中国有地	(0152)73-2114 内線235 (当直302)
	根室管内、釧路管内	第27 普通科連隊長 (第3科)	〒088-0604 北海道釧路郡釧路町字別保112	(0154)40-2011 内線260 (当直302)
	十勝管内の一部(士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町)	第5 戦車隊長 (第3係)	〒081-0294 北海道河東郡鹿追町笹川北12線10	(0156)66-2211 内線235 (当直302)
	十勝管内の一部(陸別町、足寄町、本別町、池田町、音更町)	第5 特科隊長 (第3科)	〒080-8639 北海道帯広市南町南7線31	(0155)48-5121 内線3230 (当直3201)

	胆振管内、日高管内、空知管内の一部（夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町）、石狩管内の一部（恵庭市、北広島市、千歳市）	第7師団長 （第3部）	〒066-8577 北海道千歳市祝梅 1016	(0123)23-5131 内線 2275 （当直 2208）
	石狩管内の一部（恵庭市、北広島市）、空知管内の一部（夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町）	第72戦車連隊長 （第3科）	〒061-1423 北海道恵庭市柏木町 531	(0123)32-2101 内線 235 （当直 508）
	石狩管内の一部（千歳市）	第11普通科連隊長 （第3科）	〒066-8577 北海道千歳市祝梅 1016	(0123)23-5131 内線 2335 （当直 4400）
	胆振管内の一部（豊浦町、洞爺湖町、伊達市、壮瞥町、室蘭市、登別市）	第71戦車連隊長 （第3科）	〒066-8668 北海道千歳市北信濃 724番地	(0123)23-2106 内線 5530 （当直 5502）
	胆振管内の一部（白老町、苫小牧市）	第73戦車連隊長 （第3科）	〒061-1411 北海道恵庭市恵南 63 番地	(0123)32-3101 内線 535 （当直 590）
	胆振管内の一部（安平町、厚真町、むかわ町）、日高管内の一部（日高町、平取町）	第7特科連隊長 （第3科）	〒066-8577 北海道千歳市祝梅 1016	(0123)23-5131 内線 2435 （当直 4410）
	日高管内の一部（新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町）	第7高射特科連隊長 （第3科）	〒059-2598 北海道日高郡新ひだ か町静内浦和 125	(0146)44-2121 内線 230 （当直 223）
	空知管内の一部（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、月形町、美唄市、三笠市、岩見	第11旅団長 （第3部）	〒005-0008 北海道札幌市南区真 駒内 17	(011)581-3191 内線 2131 （当直 2300）

	沢市)、石狩管内の一部(石狩市、当別町、新篠津村、江別市、札幌市)、後志管内、渡島管内、檜山管内			
	空知管内の一部(芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町)、石狩管内の一部(石狩市、当別町)	第10 即応機動連隊長 (第3科)	〒073-8510 北海道滝川市泉町 236	(0125)22-2141 内線 230 (当直 302)
	空知管内の一部(月形町、美唄市)	第2 地对艦ミサイル連隊長(第3科)	〒072-0821 北海道美唄市南美唄町上1条4	(0126)62-7141 内線 235 (当直 302)
	空知管内の一部(三笠市、岩見沢市)	第12 施設群長 (第3科)	〒068-0822 北海道岩見沢市日の出台4-313	(0126)22-1001 内線 230 (当直 301)
	石狩管内の一部(新篠津村、江別市)	第11 高射特科隊長 (訓練班)	〒005-0008 北海道札幌市南区真駒内17	(011)581-3191 内線 2906 (当直 3459)
	石狩管内の一部(札幌市)、後志管内の一部(神恵内村、泊村、共和町、岩内町)	第18 普通科連隊長 (第3科)	〒005-0008 北海道札幌市南区真駒内17	(011)581-3191 内線 2503 (当直 3419)
	後志管内の一部(寿都町、黒松内町、島牧村) 檜山管内、渡島管内	第28 普通科連隊長 (第3科)	〒042-8567 北海道函館市広野町6-18	(0138)51-9171 内線 235 (当直 302)
	後志管内の一部(余市町、古平町、小樽市、仁木町、赤井川村、積丹町)	第11 特科隊長 (第3科)	〒005-0008 北海道札幌市南区真駒内17	(011)581-3191 内線 2603 (当直 3439)
	後志管内の一部(倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩	北部方面対舟艇対戦車隊長	〒044-0076 北海道虻田郡倶知安町字高砂 232-2	(0136)22-1195 内線 406 (当直 204)

		村、ニセコ町、蘭越町)			
海 自	全域		大湊地方総監 (第3幕僚室)	〒035-8511 青森県むつ市大湊町 4-1	(0175)24-1111 内線 2224 (当直 2222)
			函館基地隊司令 (警備科)	〒040-8642 北海道函館市大町 10 番 3 号	(0138)23-4241 内線 220 (当直 300)
空 自	全域		第2航空団司令 (防衛部)	〒066-0044 北海道千歳市平和無 番地	(0123)23-3101 内線 2231 (当直 3800)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（2 / 9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
青森	陸自	全域	第9師団長 (第3部)	〒038-0022 青森県青森市浪館字 近野45	(017)781-0161 内線6263 (当直6302)
	海自	全域	大湊地方總監 (第3幕僚室)	〒035-8511 青森県むつ市大湊町 4-1	(0175)24-1111 内線2224 (当直2222)
			第2航空群司令 (司令部)	〒039-1180 青森県八戸市大字河 原木字高館	(0178)28-3011 内線2213 (当直2222)
	空自	全域	北部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒033-8604 青森県三沢市三沢字 後久保125-7	(0176)53-4121 内線2354 (当直2204)
岩手	陸自	全域	東北方面特科連隊長 (第3科)	〒020-0173 岩手県滝沢市後268- 433	(019)688-4311 内線235 (当直490)
	海自	全域	横須賀地方總監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	全域	北部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒033-8604 青森県三沢市三沢字 後久保125-7	(0176)53-4121 内線2354 (当直2204)
宮城	陸自	県北部 (仙台・名取・岩沼 以北)	第22即応機動連隊 長 (第3科)	〒985-0834 宮城県多賀城市丸山 2-1-1	(022)365-2121 内線235 (当直302)
		県南部 (柴田・亶理郡以 南)	第2施設団長 (第3科)	〒989-1606 宮城県柴田郡柴田町 大字船岡字大沼端1- 1	(0224)55-2301 内線231、232 (当直302)
	海自	全域	横須賀地方總監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線2543 (当直2222)
	空自	全域	第4航空団司令 (防衛部)	〒981-0503 宮城県東松島市矢本 字板取85番地	(0225)82-2111 内線231 (当直225)
秋田	陸自	全域	第21普通科連隊長	〒011-8611	(018)845-0125

	自		(第3科)	秋田県秋田市寺内字 将軍野1	内線 235 (当直 302)
	海 自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223
	空 自	全域	北部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒033-8604 青森県三沢市三沢字 後久保125-7	(0176) 53-4121 内線 2354 (当直 2204)
山形	陸 自	全域	第6師団長 (第3部)	〒999-3797 山形県東根市神町南 3-1-1	(0237) 48-1151 内線 5218 (当直 5019)
	海 自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
福島	陸 自	全域	第44普通科連隊長 (第3科)	〒960-2192 福島県福島市荒井字 原宿1	(024) 593-1212 内線 235 (当直 302)
	海 自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。



都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（3／9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
茨城	陸自	全域	施設学校長 (総務部)	〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉 3433	(029) 274-3211 内線 233 (当直 302)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	第7航空団司令 (防衛部)	〒311-3415 茨城県小美玉市百里170番地	(0299) 52-1331 内線 2231 (当直 2215)
栃木	陸自	全域	東部方面特科連隊第2大隊長 (第3係)	〒321-0145 栃木県宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 内線 236 (当直 300)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
群馬	陸自	全域	第12旅団長 (第3部)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2	(0279) 54-2011 内線 285 (当直 208)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
埼玉	陸自	全域	第32普通科連隊長 (第3科)	〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40-7	(048) 663-4241 内線 436 (当直 402)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2	(04) 2953-6131 内線 2233

			(防衛部)	- 3	(当直 2204)
千葉	陸自	全域	第 1 空挺団長 (第 3 科)	〒274-8577 千葉県船橋市薬円台 3 丁目 20- 1	(047) 466-2141 内線 236 (当直 301)
	海自	全域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸 見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
			教育航空集団司令官 (運用幕僚部)	〒277-8661 千葉県柏市藤ヶ谷	(04) 7191-2321 内線 2424
			下総教育航空群司令 (司令部)	1614- 1	(04) 7191-2321 内線 2213 (当直 2220)
			第 21 航空群司令 (司令部)	〒294-8501 千葉県館山市宮城無番 地	(0470) 22-3191 内線 213 (当直 222)
空自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2 - 3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)	
東京	陸自	全域	第 1 師団長 (第 3 部)	〒179-8523 東京都練馬区北町 4 - 1 - 1	(03) 3933-1161 内線 238 (当直 702)
	海自	全域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸 見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	作戦システム運用隊 司令 (企画部)	〒197-8503 東京都福生市大字福生 2552	(04) 2553-6611 内線 2663 (当直 2225)
神奈川	陸自	全域	東部方面混成団長 (第 3 科)	〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸 浜 1 - 1	(046) 856-1291 内線 448 (当直 402)
	海自	全域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸 見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
			航空集団司令官 (運用幕僚部)	〒252-1101 神奈川県綾瀬市無番地	(0467) 78-8611 内線 4433 (当直 4425)
			第 4 航空群司令 (作戦幕僚部)		(0467) 78-8611 内線 2241

					(当直 2222)
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2 -3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（4／9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
新潟	陸自	県北部	第 30 普通科連隊長 (第 3 科)	〒957-8530 新潟県新発田市大手町 6-4-16	(0254) 22-3151 内線 235 (当直 290)
		県南部	第 2 普通科連隊長 (第 3 科)	〒943-8501 新潟県上越市南城町 3-7-1	(025) 523-5117 内線 237 (当直 264)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第 3 幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下 1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
富山	陸自	全域	第 14 普通科連隊長 (第 3 科)	〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8	(076) 241-2171 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第 3 幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下 1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	第 6 航空団司令 (防衛部)	〒923-0961 石川県小松市向本折町 戊 267	(0761) 22-2101 内線 231 (当直 225)
石川	陸自	全域	第 14 普通科連隊長 (第 3 科)	〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8	(076) 241-2171 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第 3 幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下 1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	第 6 航空団司令 (防衛部)	〒923-0961 石川県小松市向本折町 戊 267	(0761) 22-2101 内線 231 (当直 225)
福井	陸自	全域	第 14 普通科連隊長 (第 3 科)	〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8	(076) 241-2171 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第 3 幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部	(0773) 62-2250 内線 2222、

				下 1190	2223
	空 自	全域	第 6 航空団司令 (防衛部)	〒923-0961 石川県小松市向本折 町戊 267	(0761) 22-2101 内線 231 (当直 225)
山梨	陸 自	全域	東部方面特科連隊長 (第 3 科)	〒401-0511 山梨県南都留郡忍野 村忍草 3093	(0555) 84-3135 内線 238 (当直 280)
	海 自	全域	横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
長野	陸 自	全域	第 13 普通科連隊長 (第 3 科)	〒390-8508 長野県松本市高宮西 1-1	(0263) 26-2766 内線 235 (当直 301)
	海 自	全域	横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
岐阜	陸 自	全域	第 10 師団長 (第 3 部)	〒463-0067 愛知県名古屋市守山 区守山 3-12-1	(052) 791-2191 内線 4237 (当直 4301)
	海 自	全域	横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空 自	全域	第 2 補給処長 (企画課)	〒504-8701 岐阜県各務原市那加 官有無番地	(058) 382-1101 内線 2682 (当直 2225)
静岡	陸 自	全域	第 34 普通科連隊長 (第 3 科)	〒412-8634 静岡県御殿場市板妻 40-1	(0550) 89-1310 内線 235 (当直 280)
	海 自	全域	横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空	全域	第 1 航空団司令	〒432-8551	(053) 472-1111

	自		(防衛部)	静岡県浜松市西区西山町無番地	内線 3231 (当直 3324)
愛知	陸自	県西部	第 10 師団長 (第 3 部)	〒463-8686 愛知県名古屋市守山区守山 3-12-1	(052) 791-2191 内線 4237 (当直 4301)
		県東部	第 10 特科連隊長 (第 3 科)	〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原 1-1	(0533) 86-3151 内線 3230 (当直 3790)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046) 822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	第 1 輸送航空隊司令 (防衛部)	〒485-0025 愛知県小牧市春日寺 1-1	(0568) 76-2191 内線 4031 (当直 4017)

※ 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※ 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

※ 3 一部地域の内訳は下記の通りです。

新潟県北部：新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、粟島浦村

新潟県南部：長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

愛知県西部：名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

愛知県東部：豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（5 / 9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
三重	陸自	全域	第33普通科連隊長 (第3科)	〒514-1118 三重県津市久居新町 975	(059)255-3133 内線 256 (当直 462)
	海自	全域	横須賀地方総監 (第3幕僚室)	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 (当直 2222)
	空自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
滋賀	陸自	全域	第3偵察戦闘大隊長 (第3係)	〒520-1621 滋賀県高島市今津町 平郷国有地	(0740)22-2581 内線 206 (当直 302)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下 1190	(0773)62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
京都	陸自	府北部・中部 (京都市及び大山崎 町以北)	第7普通科連隊長 (第3科)	〒620-8502 京都府福知山市天田 無番地	(0773)22-4141 内線 236 (当直 302)
		府南部 (宇治市、八幡市及 び久御山町以南)	第4施設団長 (第3科)	〒611-0031 京都府宇治市広野町 風呂垣外 1-1	(0774)44-0001 内線 233 (当直 212)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下 1190	(0773)62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
大阪	陸自	全域	第3師団長 (第3部)	〒664-0014 兵庫県伊丹市広畑 1- 1	(072)781-0021 内線 3735 (当直 3301)
	海自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823)22-5511 内線 2823

					(当直 2222)	
			阪神基地隊司令 (警備科)	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区 魚崎浜町 37	(078) 441-1001 内線 230 (当直 220)	
	空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)	
兵庫	陸 自	尼崎市、西宮市、芦 屋市、伊丹市、宝塚 市、川西市、三田市 及び猪名川町	第3師団長 (第3部)	〒664-0014 兵庫県伊丹市広畑1- 1	(0727) 81-0021 内線 3735 (当直 3301)	
		上記以外の地域	第3特科隊長 (第3科)	〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町 1-70	(079) 222-4001 内線 650 (当直 302)	
	海 自	豊岡市及び美方郡	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下 1190	(0773) 62-2250 内線 2222、 2223	
		上記以外の地域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)	
				阪神基地隊司令 (警備科)	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区 魚崎浜町 37	(078) 441-1001 内線 230 (当直 220)
		空 自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)
奈良	陸 自	全域	第4施設団長 (第3科)	〒611-0031 京都府宇治市広野町 風呂垣外1-1	(0774) 44-0001 内線 239 (当直 212)	
	海 自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8- 1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)	
			阪神基地隊司令 (警備科)	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区 魚崎浜町 37	(078) 441-1001 内線 230 (当直 220)	
	空 自	全域	幹部候補生学校長 (教務課)	〒630-8001 奈良県奈良市法華寺 町 1578	(0742) 33-3951 内線 211 (当直 225)	



和歌山	陸自	全域	第 37 普通科連隊長 (第 3 科)	〒594-8502 大阪府和泉市伯太町 官有地	(0725) 41-0090 内線 238 (当直 302)
	海自	全域	呉地方総監 (第 3 幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
			阪神基地隊司令 (警備科)	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区 魚崎浜町 37	(078) 441-1001 内線 230 (当直 220)
	空自	全域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3	(04) 2953-6131 内線 2233 (当直 2204)

※ 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※ 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（6／9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
鳥取	陸自	全域	第8普通科連隊長 (第3科)	〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603	(0859)29-2161 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下 1190	(0773)62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	第3輸送航空隊司令 (防衛部)	〒684-0053 鳥取県境港市小篠津 町 2258	(0859)45-0211 内線 231 (当直 225)
島根	陸自	全域	第13偵察隊長 (運用訓練)	〒693-0052 島根県出雲市松寄下 町 1142-1	(0853)21-1045 内線 203 (当直 442)
	海自	全域	舞鶴地方総監 (第3幕僚室)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部 下 1190	(0773)62-2250 内線 2222、 2223
	空自	全域	第3輸送航空隊司令 (防衛部)	〒684-0053 鳥取県境港市小篠津 町 2258	(0859)45-0211 内線 231 (当直 225)
岡山	陸自	全域	第13特科隊長 (第3科)	〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町 滝本	(0868)36-5151 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823)22-5511 内線 2823 (当直 2222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町3- 1-1	(092)581-4031 内線 2348 (当直 2203)
広島	陸自	全域	第13旅団長 (第3部)	〒736-8502 広島県安芸郡海田町 寿町2-1	(082)822-3101 内線 2412 (当直 2440)
	海自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823)22-5511 内線 2823 (当直 2222)
		江田島市	第1術科学校 (総務課)	〒737-2195 広島県江田島市江田	(0823)42-1211 内線 2009

				島町国有無番地	(当直 2222)
	空 自	全域	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
山口	陸 自	全域	第17普通科連隊長 (第3科)	〒753-8503 山口県山口市大字上宇野令784	(083) 922-2281 内線 230 (当直 702)
	海 自	山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
		上記以外の地域	佐世保地方総監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬町18番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
	空 自	全域	下関基地隊司令 (警備科)	〒759-6592 山口県下関市永田本町4-8-1	(083) 286-2323 内線 230 (当直 280)
			第31航空群司令 (司令部)	〒740-8555 山口県岩国市三角町2丁目	(0827) 22-3181 内線 6213 (当直 6220)
			小月教育航空群司令 (司令部)	〒750-1196 山口県下関市松屋本町3-2-1	(083) 282-1180 内線 213 (当直 223)
	空 自	全域	第12飛行教育団司令 (教育部)	〒747-8567 山口県防府市田島無番地	(0835) 22-1950 内線 231 (当直 225)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（7 / 9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
徳島	陸自	全域	第 14 旅団長 (第 3 部)	〒765-8502 香川県善通寺市南町 2-1-1	(0877) 62-2311 内線 2236 (当直 2208)
	海自	全域	呉地方総監 (第 3 幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
			徳島教育航空群司令 (司令部)	〒771-0292 徳島県板野郡松茂町 住吉字住吉開拓 38	(088) 699-5111 内線 3213 (当直 3222)
			第 24 航空隊司令 (幕僚室)	〒773-8601 徳島県小松島市和田 島町字州端 4-3	(0885) 37-2111 内線 213 (当直 221)
空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)	
香川	陸自	全域	第 14 旅団長 (第 3 部)	〒765-8502 香川県善通寺市南町 2丁目 1-1	(0877) 62-2311 内線 2236 (当直 2208)
	海自	全域	呉地方総監 (第 3 幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
愛媛	陸自	全域	中部方面特科隊長 (第 3 科)	〒791-0298 愛媛県松山市南梅本 町乙の 115	(089) 975-0911 内線 235 (当直 302)
	海自	全域	呉地方総監 (第 3 幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
高知	陸自	全域	第 50 普通科連隊長 (第 3 科)	〒781-5451 高知県香南市香我美	(0887) 55-3171 内線 235

				町上分 3390	(当直 302)
海 自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)		〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823)22-5511 内線 2823 (当直 2222)
空 自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)		〒816-0804 福岡県春日市原町3- 1-1	(092)581-4031 内線 2348 (当直 2203)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（8／9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
福岡	陸 自	福岡市周辺	第4師団長 (第3部)	〒816-8666 福岡県春日市大和町 5-12	(092) 591-1020 内線 5436 (当直 5258)
		筑豊地区	第2高射特科団長 (第3科)	〒820-0064 福岡県飯塚市大字津 島 282	(0948) 22-7651 内線 250 (当直 302)
		小郡地区	第5施設団長 (第3科)	〒838-0141 福岡県小郡市小郡 2277	(0942) 72-3161 内線 224 (当直 302)
		筑後地区	西部方面混成団長 (第3科)	〒839-8504 福岡県久留米市国分 町 100	(0942) 43-5391 内線 335 (当直 302)
		北九州市周辺	第40普通科連隊長 (第3科)	〒802-8567 福岡県北九州市小倉 南区北方5-1-1	(093) 962-7681 内線 230 (当直 302)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 18 番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)	
佐賀	陸 自	鳥栖市周辺以外の地 域	西部方面混成団長 (第3科)	〒839-8504 福岡県久留米市国分 町 100	(0942) 43-5391 内線 335 (当直 302)
		鳥栖市周辺	九州補給処長 (企画課)	〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ 里町立野7-1	(0952) 52-2161 内線 2405 (当直 2302)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 18 番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
長崎	陸 自	対馬地区以外の地域	第16普通科連隊長 (第3科)	〒856-8516 長崎県大村市西乾馬	(0957) 52-2131 内線 235

				場町 416	(当直 302)
		対馬地区	対馬警備隊長 (第3科)	〒817-0005 長崎県対馬市厳原町 棧原 38	(0920) 52-0791 内線 230 (当直 302)
	海自	全域	佐世保地方総監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 18 番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
			第22航空群司令 (司令部)	〒856-8585 長崎県大村市今津町 10 番地	(0957) 52-3131 内線 213 (当直 222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
熊本	陸自	全域	第8師団長 (第3部)	〒861-8064 熊本県熊本市八景水 谷 2-17-1	(096) 343-3141 内線 3260 (当直 3299)
	海自	全域	佐世保地方総監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 18 番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
大分	陸自	県北部	第41普通科連隊長 (第3科)	〒874-0849 大分県別府市大字鶴 見 4548-143	(0977) 22-4311 内線 230 (当直 302)
		県南部	西部方面特科隊長 (第3科)	〒879-5195 大分県由布市湯布院 町川上 941	(0977) 84-2111 内線 239 (当直 302)
		県西部	西部方面戦車隊長 (第3科)	〒879-4403 大分県玖珠郡玖珠町 大字帆足 2494	(0973) 72-1116 内線 230 (当直 302)
	海自	全域	呉地方総監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	(0823) 22-5511 内線 2823 (当直 2222)
	空自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町 3- 1-1	(092) 581-4031 内線 2348 (当直 2203)
宮崎	陸	県西部	第24普通科連隊長	〒889-4314	(0984) 33-3904

	自		(第3科)	宮崎県えびの市大字 大河平 4455-1	内線 238 (当直 302)
		県北部・南東部	第43普通科連隊長 (第3科)	〒885-0086 宮崎県都城市久保原 町1街区12号	(0986)23-3944 内線 232 (当直 302)
	海 自	全域	呉地方總監 (第3幕僚室)	〒737-8554 広島県呉市幸町8-1	(0823)22-5511 内線 2823 (当直 2222)
		空 自	全域	第5航空団司令 (防衛部)	〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町 大字新田 19581 番地
鹿児島	陸 自	奄美地区及び薩摩川 内市以外の地域	第12普通科連隊長 (第3科)	〒899-4392 鹿児島県霧島市国分 福島2丁目4-14	(0995)46-0350 内線 239 (当直 302)
		薩摩川内市	第8施設大隊長 (第3係)	〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市 冷水町 539-2	(0996)20-3900 内線 232 (当直 302)
		奄美地区	奄美警備隊長 (第3科)	〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大 熊字中畑266番49	(0997)54-1060 内線 234 (当直 301)
	海 自	全域	佐世保地方總監 (第3幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町18番地	(0956)23-7111 内線 3257 (当直 3222)
			第1航空群司令 (司令部)	〒893-8510 鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	(0994)43-3111 内線 2213 (当直 2222)
	空 自	全域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒816-0804 福岡県春日市原町3- 1-1	(092)581-4031 内線 2348 (当直 2203)

※1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※2 課外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

※3 一部地域の内訳は下記の通りです。

福岡市周辺：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

筑豊地区：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、宗像市、福津市、古賀市

小郡地区：小郡市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、うきは市、八女市

筑後地区：大牟田市、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町

北九州市周辺：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みや



こ町、吉富町、上毛町、築上町

鳥栖市周辺：鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

対馬地区：対馬市

大分県北部：大分市、別府市、中津市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、  
姫島村、日出町

大分県南部：佐伯市、竹田市、豊後大野市、由布市

大分県西部：日田市、九重町、玖珠町

宮崎県西部：小林市、えびの市、高原町

宮崎県北部・南東部：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、  
綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、  
椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

奄美地区：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（9 / 9）

区分		地域等	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄	陸自	全域	第 15 旅団長 (第 3 部)	〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水 679	(098) 857-1155 内線 2277 (当直 2308)
	海自	全域	佐世保地方総監 (第 3 幕僚室)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町 18 番地	(0956) 23-7111 内線 3257 (当直 3222)
			第 5 航空群司令 (司令部)	〒901-0193 沖縄県那覇市字当間 252	(098) 857-1191 内線 5213 (当直 5222)
			沖縄基地隊司令 (警備科)	〒904-2314 沖縄県うるま市勝連 字平敷屋 1920	(098) 978-2342 内線 230 (当直 244)
空自	全域	南西航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒901-0144 沖縄県那覇市字当間 301	(098) 857-1191 内線 2236 (当直 2204)	

※ 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

※ 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。